定　　款

中部鋼鈑株式会社

中 部 鋼 鈑 株 式 会 社
定　　款
第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は中部鋼鈑株式会社と称し、英文ではChubu Steel Plate Co., Ltd.とする。

（目　的）

第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

１．鉄鋼の製造、販売、加工
２．機材・資材運搬用機器、工作用機器、建築土木用機器及び電動機器の製造、販売並びに保守管理
３．大気汚染防止装置、水処理装置、廃棄物処理装置、環境改善装置機器の製造販売並びに保守管理
４．銅・アルミ・ニッケル・チタン製品の販売
５．石油製品、セラミックス・炭素繊維製品の販売
６．工業用機械器具工具の販売
７．倉庫業並びに貨物利用運送事業法に基づく第１種貨物利用運送事業
８．スポーツ施設及び飲食店並びにコインランドリーの経営
９．不動産の売買、賃貸、仲介並びに管理
10．土木、建築及び電気工事の設計、施工並びに請負
11．造園・緑化工事の請負、花卉・園芸用品の販売
12．金融業並びに損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務
13．各種イベントの企画、構成及び広告業
14．屋内外広告看板、ディスプレイ及び美術看板の企画設計並びに施工
15．コンピューターソフトウェアーの開発設計並びに製造、販売、賃貸
16．繊維原料及び衣料用繊維製品並びに台所用品、日用雑貨品、家庭用電気製品の売買
17．厨房用品、厨房器具の製造、販売及びレンタル並びに据付設置工事
18．総合リース業

19. 荷造り梱包業
20. 一般貨物自動車運送事業
21. 荷役用資材の売買
22. 通関業
23. 食品の製造及び販売
24. 産業廃棄物の焼却・溶融処理
25. 空気調和、冷暖房、換気、給排水、衛生設備等の工事
26. 事務所、店舗、ビル、マンション等の各種清掃業務
27. 自然エネルギー等による発電及びその管理・運営並びに電気の供給、販売
28. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

（所在地）

第３条　当会社は本店を名古屋市に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)取締役会
(2)監査等委員会
(3)会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は9,960万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第12条　当会社は、本定款に定めのあるもののほか必要がある場合には、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株　主　総　会

（招　集）

第13条　当会社の定時株主総会は毎年６月に本店所在地又はこれに隣接する地においてこれを招集する。

②　前項のほか必要がある場合には臨時株主総会を招集する。

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き社長がこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（株主総会の議長）

第15条　株主総会の議長は社長がこれに当る。社長に事故があるときは副社長、専務取締役、常務取締役の順によりこれに代る。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、この場合には株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（員　数）

第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は４名以内とする。

（選任方法）

第20条　取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理し、社長に事故があるときは副社長、専務取締役、常務取締役の順によりその職務を代行する。

（報酬等）

第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役会の決議の省略）

第24条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）

第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第28条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規則）

第29条　監査等委員会に関する事項については、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第６章　計　　算

（事業年度）

第30条　当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第31条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

（中間配当の基準日）

第32条　当会社は取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（除斥期間）

第33条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第７章　買 収 防 衛 策

（決議事項）

第34条　当会社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、当会社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当会社は、当該対応方針に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権の無償割当て又は法令及び本定款上認められるその他の措置を行うことができる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第97回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

定款最終変更日　2021年６月25日